平成２２年（フ）第９０５号
京都市右京区西院東中水町14番地　西大路市営住宅１棟801号
破産者　宏栄運送こと　服部　保宏
１　破産債権の届出期間　平成22年10月27日まで
２　一般調査期日　平成22年11月24日午前11時30分
平成22年９月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
長崎県長崎市八つ尾町1282番地３、旧住所長崎県長崎市上戸町２丁目９番８号堀内ビル
破産者　堀内　光男
１　破産債権の届出期間　平成22年10月29日まで
２　一般調査期日　平成22年12月17日午前11時15分
平成22年９月24日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地60棟1103号、開始決定時の住所京都市南区久世上久世町139番地２日光ハイツ南桂602号
破産者　秋田　　壽
１　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
２　一般調査期日　平成22年11月24日午後３時
平成22年９月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２１年（フ）第２１５号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1341番地30
破産者　酒巻　俊一
１　期日　平成22年11月29日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月27日　　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県横手市横手町字三ノ口20番地の２
破産者　横手観光タクシー株式会社
１　期日　平成22年12月９日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月９日　秋田地方裁判所横手支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５３号
岩手県北上市北鬼柳23地割38番地１　フィールド・グローリー104号
破産者　太田　文雄
１　期日　平成22年12月９日午前11時15分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
平成22年９月９日　秋田地方裁判所横手支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２７９号
山口市中央１丁目６番22号
破産者　株式会社栄信商会
異議申述期間　平成22年10月28日まで
平成22年９月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
熊本県八代市通町10番56号　201
破産者　山口いつ代（旧姓福山）
異議申述期間　平成22年11月19日まで
平成22年９月27日　熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１１０１号
福岡県筑紫野市大字阿志岐2371番地７
破産者　中路　智子
異議申述期間　平成22年11月24日まで
平成22年９月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第４号
愛媛県今治市野間甲1039番地１
破産者　大澤マサ子
異議申述期間　平成22年11月29日まで
平成22年９月27日　松山地方裁判所今治支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０８５号
東京都中央区日本橋２丁目１番１号
清算株式会社　株式会社南陽トレーディング
代表清算人　山元　　誠
１　決定年月日　平成22年９月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０５１号
東京都千代田区神田錦町１丁目８番地11パシフィック錦ビル８階
清算株式会社　モルテックトータルサービス株式会社
１　決定年月日　平成22年９月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第９５号
静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日403番地の５
再生債務者　東海プラスチック株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区神田小川町２丁目１番地　シンコー・ミュージック・プラザ５階イースト・ウィング　やまぶき法律事務所　弁護士　勝部　浜子
平成22年９月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第９６号
神奈川県相模原市中央区相模原３丁目７番21―604号
再生債務者　松本　　豪
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内３－２－３富士ビル６階623区　石井法律事務所　弁護士　佐藤りえ子
平成22年９月22日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２２年（再）第９１号
東京都千代田区神田司町２丁目７番地
再生債務者　日本振興銀行株式会社
主文　平成22年９月10日にした監督命令の主文第４項⑷、⑸、⑺を次のとおり変更する。
⑷　貸付け又は手形の割引（１億円以内のもの及び既存の融資先に対する融資の更新を除く。）
⑸　保証（１億円以内のもの及び既存の保証先に対する保証の更新を除く。）
⑺　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄（担保権の放棄、担保権設定契約の解除及び担保権設定登記の抹消登記手続を除く。）
平成22年９月22日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２１年（再）第４７号
大阪市東成区深江北１丁目15番17号１階、開始決定時の本店所在地大阪市東成区深江北１丁目15番17号
再生債務者　大日合金株式会社
主文　平成21年９月14日にした監督命令を取り消す。
平成22年９月22日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２２年（再）第６号
神戸市須磨区戸政町３丁目４番６号
再生債務者　石原　昭久
１　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年12月８日から平成22年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２２年（再）第５０号
東京都目黒区中央町１丁目８番18号
再生債務者　新東京インターナショナル株式会社
決定の要旨　平成22年８月18日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成22年９月22日
東京地方裁判所民事第20部